

『源氏物語』にみる女房・女官の制度

——尚侍・典侍を中心に——

丸 山 裕美子*

はじめに

ひたぶるにそらごとと言ひはてむも、事の心違ひてなむありける（『源氏物語』蜩③212）¹
紫式部が光源氏に語らせた著名な物語論の一節である。前後の文章は略したが、おおよそ史書などではなく、「そらごと」＝虚構の物語のなかにこそ、人間の真実が描かれるのだという、紫式部の物語に対する見解が表明されている。

虚構の人物たちの織り成す物語であるからこそ、その背景は現実（物語の成立時期とは限らない）の制度や規範を反映している²。そうでないと説得性が担保されない。物語と現実とは実際には異なる世界であるが、物語の読み手は、当然その時代の現実の（あるいは歴史的な）制度や規範を理解していたはずである。

『源氏物語』は平安貴族社会を背景とし、後宮も多く舞台となり、紫式部自身が属した女房・女官の世界が描写されている。女房・女官の制度を知っていることは、『源氏物語』を読む際の前提といってもいい。しかし、平安前期・中期の女房・女官の制度については、まだよくわからないことが多い。それは史料の少なさによるが、近年の研究によって、少しずつその実態が明らかになってきている³。本稿では、そうした近年の研究成果に基づきつつ、『源氏物語』から逆に女房・女官の制度を考察してみたい。

『源氏物語』に描かれる女房・女官については、

個別の人物論—例えば玉鬘や朧月夜について—が多いが、本稿では、「制度の変遷」という本シンポジウムの観点から、後宮職員令の制度を継承するいわゆる「上の女房（内の女房）」、なかでも尚侍・典侍に焦点をあてて検討したい。

1. 女房・女官の制度

『源氏物語』の女房・女官を検討する前に、まず近年の研究によりつつ、8世紀以降の女官の制度の変遷と女房についての概略を述べておく⁴。

後宮職員令は、1～3条で後宮の妃・夫人・嬪の定員を規定した後、4条から内侍司以下の「宮人職員」を規定する。いわゆる後宮十二司の職員である⁵。

このうち内侍司は、その「内侍」という名称や、尚侍の職掌を「供奉常侍、奏請・宣伝……」とするところから明らかなように、唐の内侍省に倣って設けられた官である。唐の内侍省は、宦官の所属する官で、「在_レ内侍奉、出_レ入宮掖_レ、宣_レ伝制令_レ」（『大唐六典』⁶）を職掌とした。唐では宦官が行った、皇帝に近侍し、そのことばを取り次ぐ役目を、日本では天皇に近侍する女官（尚侍）が行っていたのである。

ところが、大同5年（810）の蔵人頭の設置と、尚侍・葉子の変（平城太上天皇の変）を契機に、尚侍を含め女官はその役割を縮小させることになる。後宮十二司も再編成が進行するなかで、男房（蔵人）に対する「女房」が出現する。

『源氏物語』の成立した摂関期には、「女房」は、

*愛知県立大学教授

天皇に仕える「上（内）の女房」、キサキに仕える「宮の女房」、貴族の家に仕える「家の女房」があった。そのうち「上の女房」は、天徳4年（960）の「天徳内裏歌合」についての記録である「殿上日記」⁷などによると、更衣・典侍・掌侍・命婦・女蔵人らを指した。天徳内裏歌合は、『村上天皇御記』天徳4年3月30日条⁸に、

此日、有_二女房歌合事_一。去年秋八月、殿上侍臣
闕_レ詩。爾時、典侍・命婦等相語曰、男已闕_二
文章_一、女宜_レ合_二和歌_一

とあるように、男性である殿上侍臣らが漢詩を合わせたのに対抗して、女性である女房らが和歌を合わせたものである。「殿上日記」同日条には、

女房有_二歌合_一事。此事始_レ從_二今月上旬_一。先被_レ
書_二分_一左右人_一、以_二更衣_一為_二左右頭_一、相_二分
典侍・掌侍・命婦・蔵人等_一為_二方人_一矣

とあり、「女房」というのが、更衣を筆頭に、典侍・掌侍・命婦・女蔵人らを指していたことが明らかである。ここに尚侍はみえないが、この頃、尚侍は天皇や東宮の妻の称号となりつつあったことによるのかもしれない。

まもなく典侍はもっぱら天皇の乳母に与えられるようになって⁹、内侍司の実質的な実務は掌侍が担い、単に「内侍」といえば掌侍を指すようになる。『枕草子』「女は」¹⁰に、「女は、内侍のすけ（典侍）、内侍」とされる「内侍」である。

そして「女官」は、女房より下級の女孺などを指している場合が多くなる。一方で、尚侍・典侍ら女房に含まれる後宮の女性を指して、公的には「女官」という呼称が使われていた。例えば、『権記』寛弘元年（1004）11月27日条¹¹に、

今日有_二女官除目_一。尚侍藤妍子、典侍高階微子

とある。後に三条天皇に入内し中宮となる藤原妍子（道長の娘、母は源倫子）が、わずか10歳で尚侍に任じられているが、これは「女官除目」であった。尚侍・典侍らは「女房」とも呼ばれたが、公的には「女官」であったことを示している。

さて、『源氏物語』には、掌侍や命婦もあらわれるが、制度をうかがうことができるのは、尚侍・典侍についてである。以下、尚侍・典侍がどのように描かれているのかを具体的に確認してみよう。

2. 『源氏物語』のなかの尚侍・典侍

まず、尚侍について。『源氏物語』に登場する尚侍は、朧月夜と玉鬘である。朧月夜は右大臣の娘、玉鬘は内大臣の娘として、尚侍となる。

朧月夜は、『源氏物語』賢木によると、前尚侍が尼になったことにより、御匣殿から尚侍に任じられた（②101）。前尚侍は、桐壺帝の尚侍で、桐壺帝が朱雀帝に譲位した後も尚侍であり、桐壺帝が崩御したのちに出家したものであった。

朧月夜も、朱雀帝の尚侍であったが、朱雀帝が冷泉帝に譲位した後にも、尚侍のまま朱雀帝に従っている。

『源氏物語』須磨に、

限りある女御、御息所にもおはせず、公さまの宮仕と思しなほり（②196～197）

とあるように、尚侍は公的な官職（除目官）であり、天皇の譲位とは連動しないのである。そして、前任者が辞して欠員ができてはじめて任じられるものであった。

尚侍の定員は2人である（後宮職員令）。尚侍について詳細な分析を行った後藤祥子氏は、安和2年（969）の登子任官まで、尚侍は1人しか置かれていなかったのではないかとする¹²が、後述するようにそれは認められない。

『源氏物語』行幸では、尚侍を望む近江の君に対し、みなが「尚侍あかば、なにがしこそ望まんと思ふを」（③321）とその身の程知らずのさまを嘲笑する。尚侍に欠員が生じた際には、それを望むものが多かったことがうかがえるのである。

『源氏物語』行幸においては、冷泉帝のことばとして、尚侍論ともいべき内容が語られている。

尚侍宮仕する人なくては、かの所（内侍司）の政しどけなく、女官なども公事を仕うまつるにたづきなく、事乱るるよになむありけるを、ただ今上にさぶらふ古老の典侍二人、またさるべき人々、さまざまに申さするを、はかばかしう選ばせたまはぬ尋ねに、たぐふべき人なむなき。なほ家高う、人のおぼえ軽からで、家の営みたてたらぬ人なむ、いにしへよりなり来にける。したたかに賢き方の選びにては、その人ならでも、年月の臍に成りのぼるたぐひあれど、しかたぐふべきもなしとならば、おほかたのおぼえをだに選らせたまはん。(③300~301)

このとき、尚侍としては、朱雀院の尚侍である臈月夜しかいなかった。尚侍の定員は2人であるから、現在1人欠員がある状態であり、冷泉帝は、玉鬘をぜひ尚侍にと望むのである。

尚侍・臈月夜は讓位した朱雀院のもとにあるため、職務を行うことがなく、内侍司の政務が停滞し、配下の女官も公務のよりどころがない状態であること、欠員を受けてベテランの典侍2人やしかるべき人々が尚侍を望んでいること、しかしそのなかに尚侍にふさわしい人はいないことが述べられる。そして、尚侍は、家柄が高く、かつ家の経済状況に問題ない人が昔から任じられてきていること、賢明な人が年月の臍（功勞）によって任じられる例もあること、そうした人がいない場合は世間の人望によって選ぶべきであることが主張されている。結果として、内大臣の娘であり、太政大臣（源氏）の後ろ盾もある玉鬘が尚侍に任じられることになる。

その後、玉鬘は髭黒大将の妻となり、子も生まれる。

公事はあるべきさまに知りなどしつ、参りたまふことや、やがてかくてやみぬべかめる(『源氏物語』真木柱③398)

尚侍としての公務は果たしつとも、参内することはなくなった。玉鬘は参内することなく冷泉帝の讓位の後も今上帝の尚侍でありつづけ、娘の中の

姫君に尚侍を譲る。『源氏物語』竹河に、

(中の姫君を)公さまにてまじらはせてまつらむことを思して、尚侍を譲りたまふ。朝廷いと難うしたまふことなりければ、年ごろかう思しおきてしかど、え辞したまはざりしを、故大臣（髭黒）の御心を思して、久しうなりにける昔の例など引き出でて、そのことかなひたまひぬ(⑤101~102)

とあり、尚侍が公務であること、尚侍を辞めようと思ってもなかなか辞められないこと、「昔の例」によって尚侍を娘に譲ったことが語られる。

尚侍を娘に譲るという「昔の例」の実例は知られないが、女官においては後述するように「切杭」という慣例があり、母と娘の労を合算することが行われている。つまり母から娘に職務が継承されているわけで、実例の有無とは別に、女官の場合慣例としてあり得たといえよう。

次に、典侍についてみてみよう。『源氏物語』には典侍は複数登場するが、有名なのは源氏と交渉をもった老女源典侍と、源氏の腹心藤原惟光の娘の藤典侍である¹³。

源典侍については、「年いたう老いたる典侍」(『源氏物語』紅葉賀①336)と描かれる。『源氏物語』桐壺には、「三代の宮仕」をした典侍もみえ(①42)、先にみた『源氏物語』行幸でも、「上にさぶらふ古老の典侍二人」という記述があった。典侍はとくに代々の天皇に仕え、年齢を重ねるものが多かったことがうかがえる。

藤典侍の場合、冷泉帝の豊明節会に源氏が五節の舞姫として出し、そのまま典侍に任じられたのだが、『源氏物語』少女に、

津の守（惟光）は、「典侍あきたるに」と申させられたれば(③64)

とあるように、典侍に欠員があったのである。典侍の定員は、後宮職員令の規定と変わらず、4名である。

以上、『源氏物語』に描かれた尚侍・典侍の制度についてまとめると、以下の点が確認できる。

- (1) 公的な宮仕であり、公事という意識が強い。
- (2) 天皇の代替わりには連動しない。
- (3) 定員があり、欠員がないと任じられない。
- (4) 典侍は老齢まで勤めつづけることが多く、尚侍も簡単に辞することはできない（出家による辞職はある）。
- (5) 尚侍の任官には2パターンがある。一つはベテラン（老齢）の典侍の昇任であり、一つは家柄が高く経済的に不安のない人を推薦・抜擢するというものである。
- (6) 尚侍について、母から娘への譲りという古い例があった可能性がある。

(1)から(6)について、以下、これを実際の制度と比較してみよう。

3. 平安時代の女官除目

第2節でまとめた(1)~(4)については、尚侍・典侍が後宮職員令に規定される除目官であることによっている。これは掌侍も同様である。

第1節でも述べたように、摂関期には、尚侍・典侍・掌侍は「女房」の範疇に含まれていたが、あくまで「女官」であり、定員があつて、「女官除目」によって任じられた。それゆえに、天皇の代替わりには連動することはない。

『西宮記』恒例第一「正月 女官除目」¹⁴に、
上卿奉_レ勅着_レ陣、令_三参議書_二除目_一。書畢奏聞。
下給之後、召_三中務丞_二下給。丞着_二浅履_一。

○除目躰

勅旨 折界白紙 ……

とあり、陣座での手続きを経て奏聞し、勅旨のかたちで任じられる。そして、『類聚符宣抄』4「尚侍」¹⁵に、

太政官符式部民部大藏宮内等省

尚侍正四位下藤原朝臣貴子

右、今年（月？）十四日補任如_レ件。省宜承知、符到奉行。

左少弁

右少史

天慶元年（938）十一月廿七日

とあるように、太政官符によって諸省に通達された。

この天慶元年の女官除目の詳細な記事が、『本朝世紀』同年11月14日条¹⁶にあり、前掲の『西宮記』の儀式次第に一致することがわかる。

今日有_下補_二任女官_一之事_上。正四位下藤原朝臣貴子為_二尚侍_一（太政大臣息女）、正五位下藤原朝臣明子為_二典侍_一（元掌侍）、従五位下橘朝臣平子為_二掌侍_一（元権掌侍）、従五位下良朝臣養父子為_二掌侍_一、正六位上橘朝臣本子為_二権掌侍_一、従五位上橘朝臣貞子為_二典蔵_一、従五位下壹志篤子為_二典書_一、従五位下紀朝臣栄子為_二典殿_一、従五位下藤原朝臣典子為_二典膳_一、従五位下路真人清子為_二典酒_一、中納言藤原実頼卿自_二殿上_一給_二件召名案_一。着_二宜陽殿西廂座_一、召_二大外記三統公忠、令_レ進_二御硯折界紙等_一。令_三参議源是茂朝臣書_二召名_一。其後上卿令_レ持_二外記_一、参_二御所綾綺殿_一、付_二蔵人右少弁源相職朝臣_一復奏。即返給。

このときの尚侍は太政大臣藤原忠平の娘の貴子で別格だが、典侍以下の女官については、元掌侍が典侍に、元権掌侍が掌侍に任じられており、尚侍以外の女官たちは、権掌侍→掌侍→典侍と昇進していくコースをとっていたことがわかる。

内侍司職員の定員は、後宮職員令では、尚侍2人、典侍4人、掌侍4人であった。『西宮記』「女官除目」の裏書勘物によると、9世紀後半の貞観年中に権掌侍2人が加わり、摂関期には掌侍は実質6人（うち2人が権掌侍）となっていた。

応和元年（961）8月20日の女官除目でも、掌侍橘平子が典侍に、権掌侍橘恭子・大江慶子が掌侍に任じられており（『西宮記』「女官除目」の勘物）、内侍司女官の昇進コースがほぼ定まっていたことが知られる。

女官除目は、正月恒例の除目の他に、欠員ができた場合に行われた。例えば、『御堂関白記』寛弘3年（1006）10月9日条¹⁷に、

右頭中将仰云、可_レ有_二掌侍除目_一、源平子退辞替、可_レ補_二藤原淑子_一云。可_レ仰_二他上卿_一者、権中納言仰也。

とある。また『左経記』寛仁元年（1017）11月11日条¹⁸に、

頃之源大納言被_レ参。依_レ召也。令_レ下_二給典侍藤原瀧子辞職状_一。仰云、件瀧子辞退替、以_二藤原美子_一可任_二典侍職_一者

とあって、あくまで辞職などで欠員が出た場合に、新たな掌侍や典侍が任じられていることがわかる。そのため、必然的に彼女らの任期は長くなることが多い。

『朝野群載』第四「朝儀上」¹⁹には、加階や叙爵を求める「女官申文」が載せられているが、それをみると、典侍正四位上藤原師子の場合、「典侍勞廿一年」とある。21年間も典侍をつとめているわけで、『源氏物語』の源典侍を彷彿とさせる。先に見た「三代の宮仕」「上にさぶらふ古老の典侍二人」という表記も当時の典侍の実態を正確に反映しているといえるであろう。

そして、尚侍が簡単には辞任できなかったことも、実例がある。『本朝文粹』巻5「辞女官」²⁰に、尚侍源全姫が元慶4年（880）に提出した辞職の表が掲載されている（菅原道真作）。源全姫は、嵯峨天皇の娘であり、元慶6年（882）に70歳で死去しているから、このとき68歳であった。尚侍に任じられたのは貞観2年（860）で、清和天皇・陽成天皇2代の尚侍をつとめて20年がたっていた。しかし結局辞任は認められず、死去するまで尚侍であった。『源氏物語』の玉鬢がなかなか尚侍の辞任を認められなかったのも、こうした実態を反映したものともみてよいであろう。

(5)尚侍の任官に2パターンあることについて、ベテラン典侍の昇任の例としては、9世紀半ば、嘉祥2年（849）に尚侍に任じられた菅野人数や天安元年（857）に尚侍に任じられた当麻浦虫・広井女王などと、康保4年（967）に尚侍に任じられた藤原灌子などがあげられる。菅野人数は、

掌侍→典侍→尚侍→尚蔵を歴任し、当麻浦虫は典殿→掌侍→典侍→尚侍、広井女王は尚膳→権典侍→尚侍と昇進し、後者2人はそれぞれ80歳と80歳以上で死去するまで尚侍の任にあった。ほぼ終身であったことがわかる²¹。

藤原灌子の場合、『河海抄』で典侍を尚侍に任じた例としてあげられている。醍醐天皇から円融天皇まで5代の天皇に仕えた女官で、掌侍→典侍→尚侍と昇任したことが知られる。

もう1つのパターン、家柄が高くそれにふさわしい人が推薦されて任じられる例としては、もともと奈良時代の尚蔵兼尚侍藤原宇比良古（藤原房前の娘で藤原仲麻呂の室）、同じく尚蔵兼尚侍阿倍古美奈（藤原良継の室）などの例があり、平安時代になってからは、百済王明信・百済王慶命の百済王氏、藤原冬嗣の室藤原美都子、嵯峨天皇の娘の源全姫、故中納言藤原長良の娘で故右大臣藤原氏宗の妻でかつ宇多天皇の養母である藤原淑子、故内大臣藤原高藤の娘の藤原満子、太政大臣藤原忠平の娘の藤原貴子、故右大臣藤原師輔の娘の藤原登子、関白藤原兼通の娘の藤原婉子、故右大臣藤原師輔の娘の藤原忌子など、名前の知られる尚侍の多くがこのパターンである。ただし、上記の尚侍らはみな30代前後で任じられていることに注意したい。

藤原貴子のもと東宮保明親王（醍醐天皇第2皇子）の室であったし、藤原登子は重明親王（醍醐天皇第4皇子）の室、藤原忌子は東宮憲平親王（村上天皇第2皇子、後に即位して冷泉天皇）の室（冷泉即位後に女御）であった²²。つまり、彼女らはみな宮中生活の経験があり、家柄・資質などが評価された上で尚侍に任じられたものと考えられる。

一方で、10代の尚侍が任じられるのは、一条天皇の永延元年（987）（史料によっては寛和2年（986）とする²³）の藤原綏子以降である。藤原綏子は摂政藤原兼家の娘で、13、4歳で尚侍に任じられ、東宮居貞親王（後に即位して三条天皇）の添臥となって寵を受けた。東宮に入侍したという

点では、藤原貴子や藤原登子、藤原惣子と同じなのであるが、大きく異なるのは、綏子は尚侍となって東宮に入った（史料によっては東宮に入ると同時に尚侍に任じられた）ということである。貴子や登子、惣子は東宮に入ってから、年月を経て、いずれもその東宮（天皇）が亡くなって後に尚侍に任じられている。つまり順序が全く逆なのである。

綏子以後、左大臣藤原道長の娘の藤原妍子が11歳で尚侍となって、6年後に東宮居貞親王に入内することになる。つづいて同じく道長の娘の威子もまた13歳で尚侍となり、6年後に後一条天皇に入内している。

綏子を先例として、若年の尚侍が出現し、尚侍となって東宮あるいは天皇に入内するという慣例ができたということがいえよう。紫式部が『源氏物語』を執筆したのは、まさにこの若年尚侍が慣例となりつつあった時期であった。

以上の尚侍の任官とその変遷について、表にまとめて末尾に付しておく。

最後に、(6)の尚侍が母から娘に譲られるということがありえたのかどうか、検討しておこう。そうした事例は、これまでのところ史料上確認できない。しかし、女官という職務の性格から、ありえないことではないように思う。ここでは女官に独自の「切杭」という制度に注目したい²⁴。

『朝野群載』第四「朝儀上」には女孺の「切杭」による叙爵の申文が載せられている。70歳（7旬）に及んだ主殿の女孺が、母の後を継いで50年余の労（母の労と合わせ）、4代の朝廷に仕えたことをもって、「先例」にならって五位に叙されることを請うている。

『江家次第』第三「女叙位」²⁵には、
切杭、譬者、生年十歳女官、以四十年勞申叙爵、是其母卅年之間奉仕公、仍母勞卅与我相合、以此勞申叙爵、是名切杭也

とあって、この例えでは、母の30年の労と本人の

10年の労を足して40年の労として、叙爵を求めている。つまり、女官の場合は、とくに「切杭」という母親の年功との合叙の制度があったのである。このことはすなわち、女官の場合、母から娘へと職務が継承されていたことを示す。当時の社会一般とは異なる、女官独自の慣習なりしきたりなどがあることによるのであろう。

内侍司の女官の職務について、『朝野群載』第四「朝儀上」にみえる掌侍が叙爵を求める申文では、「就中掌侍者、是激務無双」と記されている。女官の職務は激務でもあった。それだけに経験を積んだ母から娘への円滑な業務の継承が求められたということかもしれない。

「宮の女房」や「家の女房」でも、母と娘が同じく女房として同じ主人に仕えている例は多い。和泉式部はその娘小式部とともに、また紫式部も娘賢子（大式三位）とともに中宮彰子に仕えている。女房としての心構えなど、母が娘に教え伝えていたのであろう。

摂関期には、家格が定まりつつあり、官職が父から息子へと世襲されるようになっていた。そうしたことを考え合わせると、母から娘への尚侍の職務の継承も、可能性としてはありうるのではない。「昔の例」は存在しないのかもしれないが、女房・女官の職務上、また官職の世襲化の進む時代背景から、いかにもありえそうなことに思えるのである。

おわりに

以上述べてきたところをまとめると、『源氏物語』に描かれた女房・女官の制度、とくに尚侍・典侍に関しては、歴史的な制度・規範の変遷をほぼ正確に反映しているといえる。

ただし、尚侍については、少し考える必要がある。尚侍が公的な宮仕えであることや、欠員がないと任じられないこと、つまりは除目官であって天皇の代替わりには連動しないこと、ベテランの

典侍が昇進する場合もあること、辞任は簡単には認められないことなどは、歴史的な制度や規範を反映している。また『源氏物語』に描かれる2人の尚侍—朧月夜と玉鬘—は、いずれも任じられた時点で10代の尚侍であり、一条朝から始まる若年の尚侍が意識されている。

しかし一方で、『源氏物語』行幸で、冷泉帝が源氏に語る尚侍に関する言説は、紫式部による歴史的尚侍観とみることもでき、それは若年の尚侍にはあてはまらない。すなわち、内侍司の政務(まつりごと)を行い、配下の女官が公事に仕えるのを取り仕切る存在であり、実務に堪能な人であれば身分を問わず(典侍が年功で昇進することもあり)、あるいは家柄が高く人望があつて、家の経営に問題がない人が尚侍を歴任してきたというのである。現実にはすでに若年の尚侍が綏子・妍子と出現し、いずれも東宮に入っているにも関わらず、紫式部はそのことにふれない。

『源氏物語』では結局、冷泉帝は「おほかたのおぼえをだに選らせたまはん」(③301)と源氏に伝え、その結果、装着をすませたばかりの玉鬘が尚侍に任じられることになる。ここに、歴史的な制度・規範を踏まえた紫式部の、若年の尚侍に対する批判めいたものがうかがえるように思うのは、うがちすぎであろうか。

注

- 1 本稿で使用した『源氏物語』の引用は新編日本古典文学全集(小学館、1994~1997年)による。その分冊を①~⑤とし、該当頁を数字で付した。
- 2 中世の准抛論以来、『源氏物語』の時代設定は、醍醐・村上朝(延喜・天曆期)とする説が有力であるが、一方で、紫式部の生きた時代である一条朝の現実も反映しているとされる。山中裕「源氏物語の歴史認識」(『平安朝文学の史的研究』吉川弘文館、1974年)などを参照。なお近年、准抛論の可能性を広げ、平安時代の制度や習慣を理解することによって『源氏物語』の歴史性を明らかにしようとする意欲作もあらわれている(高橋麻織『源氏物語の政治学—史実・准抛・歴史物語—』笠間書院、2016年)。
- 3 古典的な研究として、浅井虎夫『女官通解』(1906年初版、所京子校訂の講談社学術文庫1985年)、角田文衛『日本の後宮』(学燈社、1973年)、須田春子『平安時代後宮及び女司の研究』(千代田書房、1982年)があり、現在でもよるべきところが多い。近年の研究成果として、国文学の分野からは、加納重文「平安中期の女房・女官」(『源氏物語研究集成』15、風間書房、2001年)、同『平安文学の環境 後宮・俗信・地理』(和泉書院、2008年)や、増田繁夫「紫式部伝研究の現在—渡殿の局、女房としての身分・序列・職階—」(『源氏物語研究集成』15、風間書房、2001年)、同「平安中期の女官・女房の制度」(『評伝 紫式部』和泉書院、2014年)などがある。また歴史学の分野では、吉川真司「律令国家の女官」、同「平安時代における女房の存在形態」(ともに『律令官僚制の研究』塙書房、1998年)が当該期の女房・女官制度の解明に大きな成果を上げた。吉川氏の女房を「上(内)の女房」「宮(キサキ)の女房」「家の女房」に分けて考察する視点は重要である。また東海林亜矢子「女房女官饗祿」(『平安時代の后と王権』吉川弘文館、2018年、初出2007年)、山田彩起子「平安時代の後宮制度」(日向一雅編『王朝文学と官職・位階』竹林舎、2008年)も参照した。他に一般向けではあるが、服藤早苗『『源氏物語』の時代を生きた女性たち』(NHK出版、2000年)は、歴史学の成果を踏まえて、女房・女官についてもわかりやすく記述されており参考になる。
- 4 注3の諸論文の他、律令国家の女官については、伊集院葉子『日本古代女官の研究』(吉川弘文館、2016年)を参照。
- 5 律令は日本思想大系『律令』(岩波書店、1976年)による。後宮職員令4内侍司条以下は「宮人職員令」ともいうべきところ。
- 6 広池千九郎訓点・内田智雄補訂『大唐六典』(広池学園事業部、1973年)巻12内侍省内侍。
- 7 天徳内裏歌合に関する「殿上日記」は日本古典文学大系『歌合集』(岩波書店、1965年)による。
- 8 上記注7書にもものるが、ここでは所功『三代御記逸文集』(国書刊行会、1982年)による。
- 9 典侍が乳母に限定されていくことについては、吉海直人『平安朝の乳母たち』(世界思想社、1995年)を参照。
- 10 『枕草子』は新編日本古典文学全集(小学館、1997年)による。
- 11 『権記』は史料纂集を使用した。
- 12 後藤祥子「尚侍攷」(『源氏物語の史的空間』東京大学出版会、1986年、初出1967年)。

- 13 『源氏物語』における典侍については、外山敦子「女房・女官のライフコースと物語、物語文学」（『新時代の源氏学 6 虚構と歴史のはざま』竹林舎、2014年）を参照。
- 14 『西宮記』は神道大系を使用した。
- 15 『類聚符宣抄』は新訂増補国史大系を使用した。
- 16 『本朝世紀』は新訂増補国史大系を使用した。本条は、後宮十二司の諸職員が豊富に見える希少な史料であり、かつ典藏以下の職員の多くが確認される最後の史料でもあって、きわめて貴重である。
- 17 『御堂関白記』は大日本古記録を使用した。
- 18 『左経記』は史料大成を使用した。
- 19 『朝野群載』は新訂増補国史大系を使用した。
- 20 『本朝文粹』は新訂増補国史大系を使用した。
- 21 当麻浦虫と広井女王とともに天安元年（857）12月に尚侍に任じられている（『日本文徳天皇実録』同月朔条）。当麻浦虫は貞観元年（859）8月に尚侍のまま80歳で死去し（『日本三代実録』同月10日条）、広井女王も同じ年の11月に尚侍のまま80有余で死去した（『日本三代実録』同月23日条）。なお広井女王の薨伝では、天安3年に尚侍に転じたとし、後藤祥子氏はこれを根拠に『一代要記』の天安元年12月の任尚侍を退けるが、『日本文徳天皇実録』に天安元年12月の任官記事があるのを落としている。
- 22 藤原貴子は延喜13年（913）に東宮に入り（『真信公記』同年3月13日条）、尚侍に任じられたのは東宮の死後、天慶元年（938）のことであった（『本朝世紀』同年11月14日条）。藤原登子の場合は、重明親王の室で、天曆8年（954）に親王が亡くなった後、安和2年（969）に尚侍に任じられた。また藤原惣子は、天元5年（982）に尚侍に任じられているが、それ以前に東宮時代の「冷泉女御」であった（『一代要記』『尊卑分脉』）。
- 23 藤原綏子は、『一代要記』や『河海抄』によると、永延元年（987）9月16日に尚侍となって東宮に入っているが、『栄華物語』は寛和2年（986）のこととする。いずれにせよ、寛弘元年（1004）に31歳で死去している（『日本紀略』同年2月7日条、『権記』同日条）ので、尚侍に任じられたときは13、4歳だったことになる。
- 24 「切杭」制度については、角田文衛『日本の後宮』（学燈社、1973年）168頁を参照。
- 25 『江家次第』は神道大系を使用した。

■ 9世紀半ば～11世紀初の尚侍年表

| 西暦 | 年号 | 天皇 | 尚侍任官記事 (数字) は没したときの年齢 *は任期 | 変遷 |
|------|------|----|--|--|
| 849 | 嘉祥2 | 仁明 | 菅野人数 (掌侍→典侍) 任尚侍 | キャリア女官 |
| 850 | 嘉祥3 | 文徳 | ↓ | |
| 857 | 天安1 | | 菅野人数転尚蔵、当麻浦虫 (典殿→掌侍→典侍) / 広井女王 (尚膳→権典侍) 任尚侍 | 「家高う…」、 ただしいずれ も30代～、典 侍など経験も あり |
| 858 | 天安2 | | ↓ | |
| 859 | 貞観1 | 清和 | 当麻浦虫死去 (80) * 3年弱 広井女王死去 (80+) * 3年弱 | |
| 860 | 貞観2 | | 源全姫 (嗟峨天皇女) 任尚侍 | |
| 876 | 貞観18 | 陽成 | ↓ | |
| 882 | 元慶6 | | 尚侍源全姫死去 (70) * 23年 | |
| 884 | 元慶8 | 光孝 | 藤原淑子 (故権中納言藤原長良女、故右大臣藤原氏宗室、宇多天皇養母、典侍) 任尚侍 | |
| 887 | 仁和3 | 宇多 | ↓ | |
| 897 | 寛平9 | | 尚侍藤原淑子死去 (69) * 23年 | |
| 906 | 延喜6 | 醍醐 | 藤原満子 (故内大臣藤原高藤女) 任尚侍 | |
| 907 | 延喜7 | | ↓ | |
| 930 | 延長8 | | 尚侍藤原満子死去 (65) * 31年 | |
| 937 | 承平7 | 朱雀 | 藤原貴子 (太政大臣藤原忠平女、もと東宮保明親王御息所→御匣所別当) 任尚侍 | |
| 938 | 天慶1 | | ↓ | |
| 946 | 天慶9 | 村上 | 尚侍藤原貴子死去 (59) * 25年 | |
| 962 | 応和2 | | 藤原灌子 (掌侍→御匣殿別当・典侍) 任尚侍 | |
| 967 | 康保4 | 冷泉 | ↓ | |
| 969 | 安和2 | | 藤原登子 (故右大臣藤原師輔女、故重明親王室) 任尚侍 | |
| 973 | 天延1 | | 尚侍藤原灌子死去 * 7年 | |
| 975 | 天延3 | 円融 | 尚侍藤原登子死去 * 7年 | |
| 976 | 貞元1 | | 藤原婉子 (関白藤原兼通女) 任尚侍 (退任時不明) ? | |
| 982 | 天元5 | | 藤原婉子 / 藤原恩子 (故右大臣藤原師輔女、もと東宮妃→冷泉天皇女御) 任尚侍 | |
| 984 | 永観2 | 花山 | ↓ | |
| 986 | 寛和2 | | 藤原敏子 (摂政藤原兼家女、前年東宮に入る) 任尚侍 | |
| 989 | 永祚1 | 一条 | 尚侍藤原恩子死去 (31) * 19年 / 藤原妍子 (左大臣藤原道長女、後東宮に入る) 任尚侍 | |
| 1004 | 寛弘1 | | 尚侍藤原妍子、三条天皇女御となる (前年、東宮に入る) * 7年 | |
| 1011 | 寛弘8 | 三条 | 藤原威子 (左大臣藤原道長女) 任尚侍 →1018年後一条女御に | |
| 1012 | 長和1 | | | |